

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）（第一条関係）	1
○	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）（第二条関係）	3
○	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）（第三条関係）	18
○	外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）（附則第五条関係）	22
○	外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）（附則第六条関係）	24
○	日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三十六号）（附則第八条関係）	26
○	日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三十六号）（附則第九条関係）	29
○	国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（附則第十条関係）	31

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 地域公共交通網形成計画の作成及び実施</p> <p>第一節（第七節）（略）</p> <p>第八節 雑則（第二十八条―第二十九条の二）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>第六章 罰則（第四十三条―第四十六条）</p> <p>附則</p> <p>（認定軌道運送高度化事業等の実施に係る命令等）</p> <p>第二十八条 地方公共団体は、地域公共交通網形成計画に定められた軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、海上運送高度化事業、鉄道事業再構築事業又は地域公共交通再編事業（以下「軌道運送高度化事業等」と総称する。）が実施されていないと認めるときは、当該軌道運送高度化事業等を実施すべき者に対し、その実施を要請することができる。</p> <p>2～4（略）</p> <p>（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による軌道運送高度化事業等の推進）</p> <p>第二十九条の二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、地域公共交通網形成計画に定められた軌道運送高度化事業等を推進するため、次の業務を行う。</p> <p>一 認定軌道運送高度化事業等の実施に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと。</p> <p>二 前号に掲げる業務に関連して必要な調査を行うこと。</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 地域公共交通網形成計画の作成及び実施</p> <p>第一節（第七節）（略）</p> <p>第八節 雑則（第二十八条・第二十九条）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>第六章 罰則（第四十三条―第四十五条）</p> <p>附則</p> <p>（認定軌道運送高度化事業等の実施に係る命令等）</p> <p>第二十八条 地方公共団体は、地域公共交通網形成計画に定められた軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、海上運送高度化事業、鉄道事業再構築事業又は地域公共交通再編事業（以下この項において「軌道運送高度化事業等」と総称する。）が実施されていないと認めるときは、当該軌道運送高度化事業等を実施すべき者に対し、その実施を要請することができる。</p> <p>2～4（略）</p> <p>（新設）</p>

2 | 機構は、前項第一号に掲げる業務を行う場合には、国土交通大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。

3 | 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第四十六条 第二十九条の二第二項の規定により国土交通大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

(新設)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 役員及び職員（第七条―第十二条）</p> <p>第三章 業務等（第十三条―第二十四条）</p> <p>第四章 雑則（第二十五条―第二十八条）</p> <p>第五章 罰則（第二十九条―第三十一条）</p> <p>附則</p> <p>(機構の目的)</p> <p>第三条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、鉄道の建設等に関する業務及び鉄道事業者、海上運送事業者等による運輸施設の整備を促進するための助成その他の支援に関する業務を総合的かつ効率的に行うことにより、輸送に対する国民の需要の高度化、多様化等に的確に対応した大量輸送機能を基幹とする輸送体系の確立並びにこれによる地域の振興並びに大都市の機能の維持及び増進を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一―七 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 役員及び職員（第七条―第十一条）</p> <p>第三章 業務等（第十二条―第二十五条）</p> <p>第四章 雑則（第二十六条―第三十条）</p> <p>第五章 罰則（第三十一条・第三十二条）</p> <p>附則</p> <p>(機構の目的)</p> <p>第三条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、鉄道の建設等に関する業務及び鉄道事業者、海上運送事業者等による運輸施設の整備を促進するための助成その他の支援に関する業務を総合的かつ効率的に行うことにより、輸送に対する国民の需要の高度化、多様化等に的確に対応した大量輸送機能を基幹とする輸送体系の確立並びにこれによる地域の振興並びに大都市の機能の維持及び増進を図るとともに、運輸技術に関する基礎的研究に関する業務を行うことにより、陸上運送、海上運送及び航空運送の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一―七 (略)</p> <p>八 運輸技術 陸上運送、海上運送及び航空運送の基盤となる施設の機能の向上その他の陸上運送、海上運送及び航空運送の円滑化に資</p>

(資本金)

第六条 (略)

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 (略)

(役員の欠格条項の特例)

第十条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 (略)

二 鉄道事業者、海上運送事業者若しくは第十三条第一項第十号に掲げる業務(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第二十九条の二第一項第一号に掲げる業務に限る。)の対象となる事業若しくは第十三条第二項第三号に掲げる業務の対象となる事業等を行うその他の者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

三・四 (略)

五 運輸事業を営む者であつて第十三条第一項第一号若しくは第五号に定める鉄道施設若しくは軌道施設に係る鉄道若しくは軌道と競争関係にあるもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

する技術のうち国土交通省の所掌に係るものであつて、その水準の著しい向上により、陸上運送、海上運送及び航空運送の利用者の利便の増進、これらの運送の安全の確保その他の国民生活の向上に相当程度寄与するものをいう。

(資本金)

第六条 (略)

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第十六条第一項の信用基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとする。

3 (略)

(役員の欠格条項の特例)

第十条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 (略)

二 鉄道事業者、海上運送事業者若しくは第十二条第二項第三号に掲げる業務の対象となる事業等を行うその他の者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

三・四 (略)

五 運輸事業を営む者であつて第十二条第一項第一号若しくは第五号に定める鉄道施設若しくは軌道施設に係る鉄道若しくは軌道と競争関係にあるもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

六 (略)

2 (略)

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十一条 機構の役員及び職員は、第十三条第一項第七号及び第十号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る職務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第十二条 (略)

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 八 (略)

九 高度船舶技術を用いた船舶等の製造、保守又は修理に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

十 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十九条の二第一項に規定する業務を行うこと。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

十一 (略)

六 (略)

2 (略)

(新設)

第十一条 (略)

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 八 (略)

九 民間において行われる高度船舶技術に関する試験研究に必要な資金(以下「試験研究資金」という。)又は高度船舶技術を用いた船舶等の製造、保守若しくは修理に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

十 金融機関からの試験研究資金の借入れに係る利子の支払に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

十一 試験研究資金又は高度船舶技術を用いた船舶等の製造に必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

十二 高度船舶技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

十三 高度船舶技術に関する調査を行うこと。

十四 運輸技術に関する基礎的研究を行い、その成果を普及すること。

十五 (略)

2・3 (略)

第十四条 (略)

(業務の委託)

第十五条 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、第十三条第一項第十号に掲げる業務（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十九条の二第一項第一号に掲げる業務に限り、出資の決定及び貸付けの決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

2 (略)

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関（第二十四条第一項及び第三十条において「受託金融機関」という。）の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(製造実施者等の納付金)

第十六条 機構は、通則法第二十八条第一項に規定する業務方法書で定めるところにより、第十三条第一項第九号の助成金の交付を受けて高度船舶技術を用いた船舶等の製造を行った者又はその承継人（以下この条において「製造実施者等」という。）から、当該高度船舶技術の利用により製造実施者等が得た収入又は利益の一部を同号に掲げる業務に要する経費に充てるための納付金として徴収することができる。

(削る)

2・3 (略)

第十三条 (略)

(業務の委託)

第十四条 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、第十二条第一項第十号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

2 (略)

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関（第二十五条第一項及び第三十一条において「受託金融機関」という。）の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験研究実施者等の納付金)

第十五条 機構は、通則法第二十八条第一項に規定する業務方法書（以下「業務方法書」という。）で定めるところにより、第十二条第一項第九号の助成金の交付を受けて高度船舶技術に関する試験研究若しくは高度船舶技術を用いた船舶等の製造を行った者又はその承継人（以下この条において「試験研究実施者等」という。）から、当該高度船舶技術の利用により試験研究実施者等が得た収入又は利益の一部を同号に掲げる業務に要する経費に充てるための納付金として徴収することができる。

(信用基金)

第十六条 機構は、第十二条第一項第十一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関する信用基金を設け、第六条第二項後段の規定により政府が示した金額をもつてこれに充てるものとする。

2 前項の信用基金は、国土交通省令で定めるところにより、毎事業年

度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加又は減少するものとする。

(区分経理等)

第十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十二条第一項第一号から第六号までの業務及びこれらに附帯する業務並びに同条第三項の業務

二 第十二条第一項第七号から第十三号までの業務及びこれらに附帯する業務

三 第十二条第一項第十四号の業務及びこれに附帯する業務

四 第十二条第二項の業務

2 (略)

3 機構は、第一項の規定にかかわらず、附則第三条第一項の規定により機構が承継した新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律（平成三年法律第四十五号。以下「譲渡法」という。）第一条に規定する新幹線鉄道施設の譲渡の対価の支払を受ける債権（第二十三条において「特定債権」という。）に基づき、譲渡法第二条に規定する旅客

鉄道株式会社から毎事業年度において支払を受ける額（次項において「特定債権に基づく毎事業年度の支払額」という。）については、助

成勘定に繰り入れ、当該額の一部に相当する金額を、次に掲げる事業に要する費用（第一号に掲げる事業については、当該事業に係る借入

れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する費用を含む。）の一部に充てるため、建設勘定に繰り入れるものとする。

一 第十二条第一項第一号に掲げる業務に関する事業

二 第十二条第一項第五号に掲げる業務に関する事業（附則第十四条

の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十

三号。以下「旧事業団法」という。）第二十条第一項第三号の規定

による貸付けに係るものに限る。）

4 前項の規定による繰入れ及び附則第十一条第一項第五号の規定によ

(区分経理等)

第十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十三条第一項第一号から第六号までの業務及びこれらに附帯する業務並びに同条第三項の業務

二 第十三条第一項第七号から第九号までの業務及びこれらに附帯する業務

三 第十三条第一項第十号の業務及びこれに附帯する業務

四 第十三条第二項の業務

2 (略)

3 機構は、第一項の規定にかかわらず、附則第三条第一項の規定により機構が承継した新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律（平成三年法律第四十五号。以下「譲渡法」という。）第一条に規定する新幹線鉄道施設の譲渡の対価の支払を受ける債権（第二十三条において「特定債権」という。）に基づき、譲渡法第二条に規定する旅客

鉄道株式会社から毎事業年度において支払を受ける額（次項において「特定債権に基づく毎事業年度の支払額」という。）については、助

成勘定に繰り入れ、当該額の一部に相当する金額を、次に掲げる事業に要する費用（第一号に掲げる事業については、当該事業に係る借入

れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する費用を含む。）の一部に充てるため、建設勘定に繰り入れるものとする。

一 第十三条第一項第一号に掲げる業務に関する事業

二 第十三条第一項第五号に掲げる業務に関する事業（附則第十四条

の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十

三号。以下「旧事業団法」という。）第二十条第一項第三号の規定

による貸付けに係るものに限る。）

4 前項の規定による繰入れ及び附則第十一条第一項第四号の規定によ



る助成は、政令で定めるところにより、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号に掲げる額を減じて得た額の範囲内において行うものとする。

一 (略)

二 次項及び第六項の規定による繰入れ(附則第三条第十項後段の規定によるものを含む。)、附則第十一条第四号の規定による貸付金(旧事業団法第二十条第一項第三号の規定による貸付金及び旧事業団法附則第十五条の規定による廃止前の鉄道整備基金法(平成三年法律第四十六号。以下「旧基金法」という。))第二十条第一項第三号の規定による貸付金を含む。の償還又は旧事業団法第二十条第七項の協定に基づく寄託金(旧基金法第二十条第六項の協定に基づく寄託金を含む。の返還があつたときは、当該繰入金、償還金及び返還金の額の合計額

三 (略)

5・6 (略)

(利益及び損失の処理の特例等)

第十八条 機構は、助成勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項及び次項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十三条に規定する業務(前条第三項及び附則第三条第十一項に規定する繰入れを含む。)の財源に充てることができる。

2・3 (略)

4 前条第一項第一号から第三号までに掲げる業務に係る勘定における

る助成は、政令で定めるところにより、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号に掲げる額を減じて得た額の範囲内において行うものとする。

一 (略)

二 次項及び第六項の規定による繰入れ(附則第三条第十項後段の規定によるものを含む。)、附則第十一条第五号の規定による貸付金(旧事業団法第二十条第一項第三号の規定による貸付金及び旧事業団法附則第十五条の規定による廃止前の鉄道整備基金法(平成三年法律第四十六号。以下「旧基金法」という。))第二十条第一項第三号の規定による貸付金を含む。の償還又は旧事業団法第二十条第七項の協定に基づく寄託金(旧基金法第二十条第六項の協定に基づく寄託金を含む。の返還があつたときは、当該繰入金、償還金及び返還金の額の合計額

三 (略)

5・6 (略)

(利益及び損失の処理の特例等)

第十八条 機構は、前条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に係る勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項及び次項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十二条に規定する業務(前条第三項及び附則第三条第十一項に規定する繰入れを含む。)の財源に充てることができる。

2・3 (略)

4 前条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に係る勘定における通則

通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

5・6 (略)

(長期借入金及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券)

第十九条 機構は、次に掲げる業務に必要な費用に充てるため、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券(以下「機構債券」という。)を発行することができる。

一 第十三条第一項第一号から第八号まで及び第十号の業務並びにこれらに附帯する業務を行うために必要がある場合

二 (略)

2・6 (略)

(削る)

第二十二條 (略)

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第二十三条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号。以下この条において「補助金等適正化法」という。)第四条、第十条第一項及び第二項、第十七条から第二十二條まで並びに第二十四条の二の規定は、第十三条第二項第一号から第三号までの規定により機構が交付する補助金等について準用する。この

法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

5・6 (略)

(長期借入金及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券)

第十九条 機構は、次に掲げる業務に必要な費用に充てるため、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券(以下「機構債券」という。)を発行することができる。

一 第十二条第一項第一号から第八号まで及び第十一号から第十三号までの業務並びにこれらに附帯する業務を行うために必要がある場合

二 (略)

2・6 (略)

(補助金)

第二十二條 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、第十二条第一項第九号の業務(試験研究資金に充てるための助成金を交付する業務に限る。)に要する経費の一部を補助することができる。

第二十三條 (略)

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第二十四条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号。以下この条において「補助金等適正化法」という。)第四条、第十条第一項及び第二項、第十七条から第二十二條まで並びに第二十四条の二の規定は、第十二条第一項第九号の規定により機構が交付する助成金(試験研究資金に充てるための助成金に限

場合において、補助金等適正化法第十条第一項及び第二項、第十七条第一項及び第二項、第十八条、第十九条第三項、第二十条、第二十一条第一項、第二十一条の二、第二十一条並びに第二十四条の二中「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の理事長」と、補助金等適正化法第十九条第一項及び第二項中「国」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と読み替えるものとする。

第二十四条 (略)

第四章 雑則

(財務大臣との協議)

第二十五条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第十四条第一項、第十五条第一項、第十九条第一項若しくは第四項、第二十一条又は第二十二条第二項の規定による認可をしようとするとき。
- 二 (略)

第二十六条・第二十七条 (略)

(削る)

第二十八条 (略)

第五章 罰則

第二十九条 第十一条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者

る。)及び同条第二項第一号から第三号までの規定により機構が交付する補助金等について準用する。この場合において、補助金等適正化法第十条第一項及び第二項、第十七条第一項及び第二項、第十八条、第十九条第三項、第二十条、第二十一条第一項、第二十一条の二、第二十一条並びに第二十四条の二中「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の理事長」と、補助金等適正化法第十九条第一項及び第二項中「国」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と読み替えるものとする。

第二十五条 (略)

第四章 雑則

(財務大臣との協議)

第二十六条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第十三条第一項、第十四条第一項、第十九条第一項若しくは第四項、第二十一条又は第二十三条第二項の規定による認可をしようとするとき。
- 二 (略)

第二十七条・第二十八条 (略)

第二十九条 削除

第三十条 (略)

第五章 罰則

(新設)

は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十条 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 (略)
- 二 第十三条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

附則

第四条 削除

(機構に対する厚生年金保険法等の規定の適用)

第七条 (略)

2 機構の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものに使用される同法による被保険者の同法による保険料率については、機構を平成八年改正前の共済法第二条第一項第八号に規定する法人とみなして、平成八年厚生年金等改正法附則第十八条第二項の規定を適用する。この場合において、同項において準用する同条第一項ただし書中「施行日の前日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者（施行日の前日以前の日から引き続き当該事業所又は事務所に使用される者に限る。

第三十一条 第二十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 (略)
- 二 第十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

附則

第四条 第十六条第一項の信用基金（前条第四項の規定により旧日本政

策投資銀行から出資があったものとされた金額に係る部分に限る。）の運用によって生じた利子は、第十二条第一項第十号及び第十一号に規定する業務並びにこれらに附帯する業務以外の業務に要する経費に充てることができないものとする。

(機構に対する厚生年金保険法等の規定の適用)

第七条 (略)

2 機構の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものに使用される同法による被保険者の同法による保険料率については、機構を平成八年改正前の共済法第二条第一項第八号に規定する法人とみなして、平成八年厚生年金等改正法附則第十八条第二項の規定を適用する。この場合において、同項において準用する同条第一項ただし書中「施行日の前日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者（施行日の前日以前の日から引き続き当該事業所又は事務所に使用される者に限る。

「とあるのは、「運輸施設整備事業団（以下この項において「事業団」という。）の成立の日の前日において船舶整備公団の事業所又は事務所のうち適用事業所（厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所をいう。以下この項において同じ。）であるものを使用される同法による被保険者であった者であつて事業団の成立の日から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下この項において「機構」という。）の成立の日の前日まで引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有するものうち機構の成立の日において機構の被保険者（機構の事業所又は事務所のうち適用事業所であるもの）に使用される同法による被保険者をいう。以下この項において同じ。）であるもの、機構の成立の日において事業団の被保険者（事業団の事業所又は事務所のうち適用事業所であるもの）に使用される同法による被保険者をいう。以下この項において同じ。）であつた者であつて船舶整備公団又は鉄道整備基金の事業所又は事務所のうち適用事業所であるものを使用される同法による被保険者であつた者であつて事業団の被保険者であるもの（事業団の成立の日において船舶整備公団又は鉄道整備基金の事業所又は事務所のうち適用事業所であるもの）に使用される同法による被保険者であつた者であつて事業団の被保険者であるものを除く。）のうち事業団の事業所又は事務所のうち適用事業所であるもの（事業団の事業所又は事務所のうち適用事業所であるもの）に使用されるに至つた日において独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号。以下この項において「機構法」という。）附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）第二十条第一項第四号から第十六号までの業務若しくはこれらに附帯する業務若しくは同条第三項の業務又は同法附則第十四条第二項の業務に従事することとされたもの、機構の成立の日の前日において日本鉄道建設公団の事業所又は事務所（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第二十一条第一項に規定する特例業務を行う事業所又は事務所を除く。）のうち適用事業所であるもの）に使用される厚生年金保険法による被保険者であつた者であつて機構の成立の日において機構の被保険者であるもの及び機構の被保険者（機構の成

「とあるのは、「運輸施設整備事業団（以下この項において「事業団」という。）の成立の日の前日において船舶整備公団の事業所又は事務所のうち適用事業所（厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所をいう。以下この項において同じ。）であるものを使用される同法による被保険者であった者であつて事業団の成立の日から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下この項において「機構」という。）の成立の日の前日まで引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有するものうち機構の成立の日において機構の被保険者（機構の事業所又は事務所のうち適用事業所であるもの）に使用される同法による被保険者をいう。以下この項において同じ。）であるもの、機構の成立の日において事業団の被保険者（事業団の事業所又は事務所のうち適用事業所であるもの）に使用される同法による被保険者をいう。以下この項において同じ。）であつた者であつて船舶整備公団又は鉄道整備基金の事業所又は事務所のうち適用事業所であるものを使用される同法による被保険者であつた者であつて事業団の被保険者であるもの（事業団の成立の日において船舶整備公団又は鉄道整備基金の事業所又は事務所のうち適用事業所であるもの）に使用されるに至つた日において独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号。以下この項において「機構法」という。）附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）第二十条第一項第四号から第十六号までの業務若しくはこれらに附帯する業務若しくは同条第三項の業務又は同法附則第十四条第二項の業務に従事することとされたもの、機構の成立の日の前日において日本鉄道建設公団の事業所又は事務所（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第二十一条第一項に規定する特例業務を行う事業所又は事務所を除く。）のうち適用事業所であるもの）に使用される厚生年金保険法による被保険者であつた者であつて機構の成立の日において機構の被保険者であるもの及び機構の被保険者（機構の成

立の日の前日において日本鉄道建設公団又は事業団の事業所又は事務所のうち適用事業所であるものに使用される被保険者であつた者であつて機構の成立の日において機構の被保険者であるものを除く。)であつて機構の事業所又は事務所のうち適用事業所であるものに使用されるに至つた日において機構法第十三条第一項若しくは第三項の業務又は機構法附則第十一条第一項第二号若しくは第三号の業務若しくはこれらに附帯する業務に従事することとされたもの」とする。

3 (略)

第八条 削除

(本州と北海道を連絡する鉄道施設の貸付けに関する特別措置)  
第九条 旧債務等処理法附則第六条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号)附則第九条第二項第一号に規定する鉄道施設については、機構は、第十四条第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、これを無償で貸し付け、又はその貸付料を減額することができる。

(業務の特例)

第十一条 機構は、当分の間、第十三条に規定する業務のほか、次の業

立の日の前日において日本鉄道建設公団又は事業団の事業所又は事務所のうち適用事業所であるものに使用される被保険者であつた者であつて機構の成立の日において機構の被保険者であるものを除く。)であつて機構の事業所又は事務所のうち適用事業所であるものに使用されるに至つた日において機構法第十二条第一項若しくは第三項の業務又は機構法附則第十一条第一項第二号から第四号までの業務若しくはこれらに附帯する業務に従事することとされたもの」とする。

3 (略)

(抛出金の返還)

第八条 機構は、附則第三条第九項の規定により抛出があつたものとされた金額(以下この条において「抛出金」という。)について、第十二条第一項第十一号に規定する業務及びこれに附帯する業務の実施の状況、第十六条第一項の信用基金の状況等を勘案して、当該業務に支障がないと認めるときは、国土交通大臣の認可を受けて、これを当該抛出金を抛出したものとされた者に対し、その抛出金の額を限度として返還することができる。

2 前項の規定により抛出金の返還がなされたときは、信用基金は、その返還した金額により減少するものとする。

(本州と北海道を連絡する鉄道施設の貸付けに関する特別措置)  
第九条 旧債務等処理法附則第六条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号)附則第九条第二項第一号に規定する鉄道施設については、機構は、第十三条第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、これを無償で貸し付け、又はその貸付料を減額することができる。

(業務の特例)

第十一条 機構は、当分の間、第十二条に規定する業務のほか、次の業

務を行うものとする。

一・二 (略)

(削る)

三〇五 (略)

2 機構は、第十三条及び前項に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一〇四 (略)

3 機構は、第十三条及び前二項に規定する業務のほか、旧基金法附則第十条第二項の規定により基金が承継し、さらに、旧事業団法附則第七条第一項の規定により事業団が承継した債務のうち附則第三条第一項の規定により機構が承継するものの償還及び当該債務に係る利子の支払（これらに係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払を含む。）に関する業務、保有機構が改正前改革法第二十二条の規定により日本国有鉄道から承継した新幹線鉄道に係る鉄道施設に係る当該承継に伴う所有権の移転の登記に関する業務その他同項の規定による権利及び義務の承継に伴い必要となる業務を行うものとする。

4 第十三条第一項第五号の規定により機構が行う鉄道施設の建設又は大改良に関する事業であつて、旧公団法第二十二条第二項の規定による工事実施計画の指示を受けて公団が当該建設又は大改良を行つたもののうち、同条第四項の規定による協議により割賦支払の方法により当該鉄道施設を譲渡することとされているものについては、同条の規定は、当該事業が終了するまでの間は、なおその効力を有する。

この場合において、同条第一項中「第十九条第一項第四号」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号。以下この条において「機構法」という。）第十三条第一項第五号」と、「鉄道施設又は軌道施設」とあるのは「鉄道施設」

務を行うものとする。

一・二 (略)

三 旧事業団法一部改正法附則第八条の規定による廃止前の造船業基盤整備事業協会法（昭和五十三年法律第百三号。第十項において「旧協会法」という。）第二十九条第一項第二号から第四号までに掲げる業務を行うこと。

四〇六 (略)

2 機構は、第十二条及び前項に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一〇四 (略)

3 機構は、第十二条及び前二項に規定する業務のほか、旧基金法附則第十条第二項の規定により基金が承継し、さらに、旧事業団法附則第七条第一項の規定により事業団が承継した債務のうち附則第三条第一項の規定により機構が承継するものの償還及び当該債務に係る利子の支払（これらに係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払を含む。）に関する業務、保有機構が改正前改革法第二十二条の規定により日本国有鉄道から承継した新幹線鉄道に係る鉄道施設に係る当該承継に伴う所有権の移転の登記に関する業務その他同項の規定による権利及び義務の承継に伴い必要となる業務を行うものとする。

4 第十二条第一項第五号の規定により機構が行う鉄道施設の建設又は大改良に関する事業であつて、旧公団法第二十二条第二項の規定による工事実施計画の指示を受けて公団が当該建設又は大改良を行つたもののうち、同条第四項の規定による協議により割賦支払の方法により当該鉄道施設を譲渡することとされているものについては、同条の規定は、当該事業が終了するまでの間は、なおその効力を有する。

この場合において、同条第一項中「第十九条第一項第四号」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号。以下この条において「機構法」という。）第十二条第一項第五号」と、「鉄道施設又は軌道施設」とあるのは「鉄道施設」





らに附帯する業務」と、同項第四号中「業務」とあるのは「業務、附則第十一条第一項第四号の業務及び同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第二号の業務並びにこれらに附帯する業務並びに附則第十一条第三項の業務」と、第十九条第一項第一号中「並びにこれらに附帯する業務」とあるのは「附則第十一条第一項第一号から第三号までの業務並びに同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第八号及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、第三十一条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条、附則第十一条第一項及び第三項並びに同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第二号、第八号及び第九号」とする。

(削る)

9| (略)

(事業の認定)

第十二条 東京地下鉄株式会社は、前条第一項第四号の規定による助成を受けて都市鉄道に係る鉄道施設の建設又は同号の政令で定める大規

並びにこれらに附帯する業務」と、同項第四号中「業務」とあるのは「業務、附則第十一条第一項第五号の業務及び同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第二号の業務並びにこれらに附帯する業務並びに附則第十一条第三項の業務」と、第十九条第一項第一号中「並びにこれらに附帯する業務」とあるのは「附則第十一条第一項第一号から第四号までの業務並びに同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第八号及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、第二十二条中「第十二条第一項第九号の業務(試験研究資金に充てるための助成金を交付する業務に限る。)」とあるのは「第十二条第一項第九号の業務(試験研究資金に充てるための助成金を交付する業務に限る。)」及び附則第十一条第三号の業務」と、第三十二条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条、附則第十一条第一項及び第三項並びに同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第二号、第八号及び第九号」とする。

10| 第一項の規定により機構が行う同項第三号の業務については、旧協会法第三十三条から第三十五条まで、第五十三条及び第五十四条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧協会法第三十三条第一項及び第二項中「協会」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と、「第二十九条第一項第一号から第三号まで」とあるのは「第二十九条第一項第二号及び第三号」と、旧協会法第三十四条第一項から第三項までの規定及び第五項並びに第三十五条第一項中「協会」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」とする。

11| (略)

(事業の認定)

第十二条 東京地下鉄株式会社は、前条第一項第五号の規定による助成を受けて都市鉄道に係る鉄道施設の建設又は同号の政令で定める大規

模な改良に関する事業を行おうとする場合は、国土交通省令で定めるところにより、事業認定申請書を国土交通大臣に提出し、当該事業について同号に掲げる業務の対象とすることが適当である旨の認定を受けられることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る事業が通則法第二十九条第一項に規定する中期目標（以下この条において「中期目標」という。）において定める前条第一項第四号に掲げる業務の対象となる事業の基準に適合しており、かつ、中期目標に定めた当該業務の実施に関し必要なその他の事項に照らして当該事業に係る都市鉄道の整備を促進することが適切であると認めるときは、前項の規定による認定をするものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定を受けた事業が中期目標に定めた前項の基準に適合しなくなつたと認めるとき、正当な理由がないのに当該事業が適切に実施されていないと認めるとき、その他中期目標に照らして当該事業を前条第一項第四号に掲げる業務の対象とすることが適当でなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4・5 (略)

模な改良に関する事業を行おうとする場合は、国土交通省令で定めるところにより、事業認定申請書を国土交通大臣に提出し、当該事業について同号に掲げる業務の対象とすることが適当である旨の認定を受けられることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る事業が通則法第二十九条第一項に規定する中期目標（以下この条において「中期目標」という。）において定める前条第一項第五号に掲げる業務の対象となる事業の基準に適合しており、かつ、中期目標に定めた当該業務の実施に関し必要なその他の事項に照らして当該事業に係る都市鉄道の整備を促進することが適切であると認めるときは、前項の規定による認定をするものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定を受けた事業が中期目標に定めた前項の基準に適合しなくなつたと認めるとき、正当な理由がないのに当該事業が適切に実施されていないと認めるとき、その他中期目標に照らして当該事業を前条第一項第五号に掲げる業務の対象とすることが適当でなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4・5 (略)

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 一六（略）</p> <p>（削る）</p> <p>（役員の欠格条項の特例）</p> <p>第十条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 鉄道事業者、海上運送事業者若しくは第十三条第一項第九号に掲げる業務（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十九条の二第一項第一号に掲げる業務に限る。）の対象となる事業若しくは第十三条第二項第三号に掲げる業務の対象となる事業等を行うその他の者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）</p> <p>三 一六（略）</p> <p>二（略）</p> <p>（役員及び職員の秘密保持義務）</p> <p>第十一条 機構の役員及び職員は、第十三条第一項第七号及び第九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る職務に関して知ること</p>	<p>（定義）</p> <p>第四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 一六（略）</p> <p>七 高度船舶技術 船舶、船舶用機関及び船舶用品（以下「船舶等」という。）の製造及び修繕に関する技術であつて、それらの性能又は品質の著しい向上に資するものその他の造船に関する事業における技術の高度化に相当程度寄与するものをいう。</p> <p>（役員の欠格条項の特例）</p> <p>第十条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 鉄道事業者、海上運送事業者若しくは第十三条第一項第十号に掲げる業務（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十九条の二第一項第一号に掲げる業務に限る。）の対象となる事業若しくは第十三条第二項第三号に掲げる業務の対象となる事業等を行うその他の者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）</p> <p>三 一六（略）</p> <p>二（略）</p> <p>（役員及び職員の秘密保持義務）</p> <p>第十一条 機構の役員及び職員は、第十三条第一項第七号及び第十号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る職務に関して知ること</p>

のできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後  
も、同様とする。

(業務の範囲)

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 〇八 (略)

(削る)

九・十 (略)

2・3 (略)

(業務の委託)

第十五条 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、第十三条第一項第九  
号に掲げる業務（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十  
九条の二第一項第一号に掲げる業務に限り、出資の決定及び貸付けの  
決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

2・3 (略)

第十六条 削除

(区分経理等)

第十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定  
を設けて整理しなければならない。

一 (略)

のできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後  
も、同様とする。

(業務の範囲)

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 〇八 (略)

九 高度船舶技術を用いた船舶等の製造、保守又は修理に必要な資金  
に充てるための助成金を交付すること。

十・十一 (略)

2・3 (略)

(業務の委託)

第十五条 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、第十三条第一項第十  
号に掲げる業務（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十  
九条の二第一項第一号に掲げる業務に限り、出資の決定及び貸付けの  
決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

2・3 (略)

(製造実施者等の納付金)

第十六条 機構は、通則法第二十八条第一項に規定する業務方法書で定  
めるところにより、第十三条第一項第九号の助成金の交付を受けて高  
度船舶技術を用いた船舶等の製造を行った者又はその承継人（以下こ  
の条において「製造実施者等」という。）から、当該高度船舶技術の  
利用により製造実施者等が得た収入又は利益の一部を同号に掲げる業  
務に要する経費に充てるための納付金として徴収することができる。

(区分経理等)

第十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定  
を設けて整理しなければならない。

一 (略)

二 第十三条第一項第七号及び第八号の業務並びにこれらに附帯する業務

三 第十三条第一項第九号の業務及びこれに附帯する業務

四 (略)

2 5 6 (略)

(長期借入金及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券)

第十九条 機構は、次に掲げる業務に必要な費用に充てるため、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券(以下「機構債券」という。)を発行することができる。

一 第十三条第一項に規定する業務を行うために必要がある場合

二 (略)

2 5 6 (略)

附則

(業務の特例)

第十一条 (略)

2 5 7 (略)

8 第一項、第三項及び第五項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第十七条第一項第一号中「第六号までの業務及び」とあるのは「第六号までの業務及び附則第十一条第一項第一号の業務並びに」と、「同条第三項」とあるのは「第十三条第三項」と、同項第二号中「並びにこれらに附帯する業務」とあるのは「、附則第十一条第一項第二号の業務並びに同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第八号及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、同項第三号中「これに附帯する業務」とあるのは「附則第十一条第一項第三号の業務並びにこ

二 第十三条第一項第七号から第九号までの業務及びこれらに附帯する業務

三 第十三条第一項第十号の業務及びこれに附帯する業務

四 (略)

2 5 6 (略)

(長期借入金及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券)

第十九条 機構は、次に掲げる業務に必要な費用に充てるため、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券(以下「機構債券」という。)を発行することができる。

一 第十三条第一項第一号から第八号まで及び第十号の業務並びにこれらに附帯する業務を行うために必要がある場合

二 (略)

2 5 6 (略)

附則

(業務の特例)

第十一条 (略)

2 5 7 (略)

8 第一項、第三項及び第五項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第十七条第一項第一号中「第六号までの業務及び」とあるのは「第六号までの業務及び附則第十一条第一項第一号の業務並びに」と、「同条第三項」とあるのは「第十三条第三項」と、同項第二号中「及びこれらに附帯する業務」とあるのは「、附則第十一条第一項第二号の業務並びに同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第八号及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、同項第三号中「これに附帯する業務」とあるのは「附則第十一条第一項第三号の業務並びにこれ

れらに附帯する業務」と、同項第四号中「業務」とあるのは「業務、附則第十一条第一項第四号の業務及び同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第二号の業務並びにこれらに附帯する業務並びに附則第十一条第三項の業務」と、第十九条第一項第一号中「業務」とあるのは「業務並びに附則第十一条第一項第一号から第三号までの業務並びに同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第八号及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、第三十一条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条、附則第十一条及び第二三項並びに同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第二号、第八号及び第九号」とする。

9  
(略)

らに附帯する業務」と、同項第四号中「業務」とあるのは「業務、附則第十一条第一項第四号の業務及び同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第二号の業務並びにこれらに附帯する業務並びに附則第十一条第三項の業務」と、第十九条第一項第一号中「並びにこれらに附帯する業務」とあるのは「附則第十一条第一項第一号から第三号までの業務並びに同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第八号及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、第三十一条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条、附則第十一条第一項及び第三項並びに同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第二号、第八号及び第九号」とする。

9  
(略)

○ 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正）            第二条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）の一部を次のように改正する。            第三条に次の一項を加える。</p> <p>2 機構は、前項に規定するもののほか、外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）に基づき、不当廉価建造契約に関する調査等の業務を行うことを目的とする。</p> <p>第十三条第一項及び第二項中「第三条」を「第三条第一項」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。</p> <p>3 機構は、第三条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（次号において「不当廉価建造契約防止法」という。）            第四条第一項の規定による調査を行うこと。</p> <p>二 外国船舶製造事業者（不当廉価建造契約防止法第二条第二項に規定する外国船舶製造事業者をいう。）が締結した建造契約に関する情報その他の外国船舶製造事業者に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。</p> <p>第十七条第一項第一号中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項第二号中「これらに附帯する業務」を「これらに附帯する業務並びに同条第三項の業務」に改める。</p> <p>附則第七条第二項中「第十三条第一項若しくは第三項の業務」を「</p>	<p>附則</p> <p>（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正）            第二条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）の一部を次のように改正する。            第三条に次の一項を加える。</p> <p>2 機構は、前項に規定するもののほか、外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）に基づき、不当廉価建造契約に関する調査等の業務を行うことを目的とする。</p> <p>第十二条第一項及び第二項中「第三条」を「第三条第一項」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。</p> <p>3 機構は、第三条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（次号において「不当廉価建造契約防止法」という。）            第四条第一項の規定による調査を行うこと。</p> <p>二 外国船舶製造事業者（不当廉価建造契約防止法第二条第二項に規定する外国船舶製造事業者をいう。）が締結した建造契約に関する情報その他の外国船舶製造事業者に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。</p> <p>第十七条第一項第一号中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項第二号中「これらに附帯する業務」を「これらに附帯する業務並びに同条第三項の業務」に改める。</p> <p>附則第七条第二項中「第十二条第一項若しくは第三項の業務」を「</p>

第十三条第一項、第三項若しくは第四項の業務」に改める。  
附則第十一条第八項中「同条第三項」を「同条第四項」に、「第十  
三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、「及びこれらに附帯する  
業務」の下に「並びに同条第三項」を加え、「」と、同項第三号」を  
「並びに第十三条第三項」と、同項第三号」に改める。

第十二条第一項、第三項若しくは第四項の業務」に改める。  
附則第十一条第九項中「同条第三項」を「同条第四項」に、「第十  
二条第三項」を「第十二条第四項」に改め、「及びこれらに附帯する  
業務」の下に「並びに同条第三項」を加え、「」と、同項第三号」を  
「並びに第十二条第三項」と、同項第三号」に改める。



○ 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）（附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正）            第二条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）の一部を次のように改正する。            第三条に次の一項を加える。</p> <p>2 機構は、前項に規定するもののほか、外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）に基づき、不当廉価建造契約に関する調査等の業務を行うことを目的とする。</p> <p>第十三条第一項及び第二項中「第三条」を「第三条第一項」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。</p> <p>3 機構は、第三条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（次号において「不当廉価建造契約防止法」という。）            第四条第一項の規定による調査を行うこと。</p> <p>二 外国船舶製造事業者（不当廉価建造契約防止法第二条第二項に規定する外国船舶製造事業者をいう。）が締結した建造契約に関する情報その他の外国船舶製造事業者に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。</p> <p>第十七条第一項第一号中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項第二号中「これらに附帯する業務」を「これらに附帯する業務並びに同条第三項の業務」に改める。</p> <p>附則第七条第二項中「第十三条第一項若しくは第三項の業務」を「</p>	<p>附則</p> <p>（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正）            第二条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）の一部を次のように改正する。            第三条に次の一項を加える。</p> <p>2 機構は、前項に規定するもののほか、外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）に基づき、不当廉価建造契約に関する調査等の業務を行うことを目的とする。</p> <p>第十三条第一項及び第二項中「第三条」を「第三条第一項」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。</p> <p>3 機構は、第三条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（次号において「不当廉価建造契約防止法」という。）            第四条第一項の規定による調査を行うこと。</p> <p>二 外国船舶製造事業者（不当廉価建造契約防止法第二条第二項に規定する外国船舶製造事業者をいう。）が締結した建造契約に関する情報その他の外国船舶製造事業者に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。</p> <p>第十七条第一項第一号中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項第二号中「これらに附帯する業務」を「これらに附帯する業務並びに同条第三項の業務」に改める。</p> <p>附則第七条第二項中「第十三条第一項若しくは第三項の業務」を「</p>

第十三条第一項、第三項若しくは第四項の業務」に改める。  
附則第十一条第八項中「同条第三項」を「同条第四項」に、「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、「並びにこれらに附帯する業務」の下に「並びに同条第三項」を加え、「」と、同項第三号「を」並びに第十三条第三項」と、同項第三号」に改める。

第十三条第一項、第三項若しくは第四項の業務」に改める。  
附則第十一条第八項中「同条第三項」を「同条第四項」に、「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、「及びこれらに附帯する業務」の下に「並びに同条第三項」を加え、「」と、同項第三号「を」並びに第十三条第三項」と、同項第三号」に改める。

改正案	現行
<p>(機構の業務に関する特例)</p> <p>第十三条 機構は、当分の間、機構法第十三条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>2 機構は、前項の規定により同項に規定する業務を行う間、機構法第十三条及び前項に規定する業務のほか、同項第二号の業務を効果的に推進するため特に必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、資金の貸付けを行うことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(機構法等の特例)</p> <p>第二十八条 第十三条第一項及び第二項の規定により特例業務が行われる場合には、機構法第十条第一項第四号中「販売」とあるのは「販売、土地の売買」と、機構法第十九条第一項第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下「債務等処理法」という。第十三条第一項及び第二項の業務」と、機構法第二十五条第一号中「又は第二十二條第二項」とあるのは「若しくは第二十二條第二項又は債務等処理法第十三条第三項若しくは第二十一条第一項」と、機構法第三十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は債務等処理法」と、同条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条並びに債務等処理法第十三条第一項及び第二項」とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>附則</p>	<p>(機構の業務に関する特例)</p> <p>第十三条 機構は、当分の間、機構法第十二条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>2 機構は、前項の規定により同項に規定する業務を行う間、機構法第十二条及び前項に規定する業務のほか、同項第二号の業務を効果的に推進するため特に必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、資金の貸付けを行うことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(機構法等の特例)</p> <p>第二十八条 第十三条第一項及び第二項の規定により特例業務が行われる場合には、機構法第十条第一項第四号中「販売」とあるのは「販売、土地の売買」と、機構法第十九条第一項第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下「債務等処理法」という。第十三条第一項及び第二項の業務」と、機構法第二十六条第一号中「又は第二十三條第二項」とあるのは「若しくは第二十三條第二項又は債務等処理法第十三条第三項若しくは第二十一条第一項」と、機構法第三十二条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は債務等処理法」と、同条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条並びに債務等処理法第十三条第一項及び第二項」とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>附則</p>

(機構の行う特別債券の発行等の業務)

第四条 機構は、機構法第十三条に規定する業務並びに第十三条第一項及び第二項に規定する業務のほか、次の業務を行うことができる。

一〜三 (略)

2〜7 (略)

8 第一項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、機構法第十九条第一項第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下「債務等処理法」という。）附則第四条第一項第二号の業務」と、機構法第三十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は債務等処理法」と、同条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条及び債務等処理法附則第四条第一項」とする。

(機構の行う旅客鉄道株式会社等の鉄道施設等の更新等に係る無利子貸付け及び助成金の交付の業務)

第五条 機構は、平成三十三年三月三十一日までの間、機構法第十三条に規定する業務並びに第十三条第一項及び第二項並びに前条第一項に規定する業務のほか、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に規定する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社に対し、老朽化した鉄道施設等（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設、設備又は車両をいう。以下この項において同じ。）の更新その他会社の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための無利子の資金の貸付け又は助成金の交付を行うことができる。

2〜4 (略)

5 第一項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、機構法第十九条第一項第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下「債務等処理法」という。）附則第五条第一項の業務」と、機構法第三十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法

(機構の行う特別債券の発行等の業務)

第四条 機構は、機構法第十二条に規定する業務並びに第十三条第一項及び第二項に規定する業務のほか、次の業務を行うことができる。

一〜三 (略)

2〜7 (略)

8 第一項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、機構法第十九条第一項第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下「債務等処理法」という。）附則第四条第一項第二号の業務」と、機構法第三十二条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は債務等処理法」と、同条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条及び債務等処理法附則第四条第一項」とする。

(機構の行う旅客鉄道株式会社等の鉄道施設等の更新等に係る無利子貸付け及び助成金の交付の業務)

第五条 機構は、平成三十三年三月三十一日までの間、機構法第十二条に規定する業務並びに第十三条第一項及び第二項並びに前条第一項に規定する業務のほか、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に規定する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社に対し、老朽化した鉄道施設等（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設、設備又は車両をいう。以下この項において同じ。）の更新その他会社の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための無利子の資金の貸付け又は助成金の交付を行うことができる。

2〜4 (略)

5 第一項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、機構法第十九条第一項第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下「債務等処理法」という。）附則第五条第一項の業務」と、機構法第三十二条第一号中「この法律」とあるのは「この法

律又は債務等処理法」と、同条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条及び債務等処理法附則第五条第一項」とする。

(区分経理の特例)

第六条 機構は、機構法第十七条第一項の規定及び第二十七条第一項の規定にかかわらず、機構法第十三条第一項第一号に掲げる業務に関する事業のうち平成五年度から平成九年度までの間に行われた鉄道施設の建設に関するものに係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する費用に充てるため、平成二十三事業年度において、特例業務勘定における平成二十二事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後の同条第一項の規定による積立金の額に相当する金額のうち、特例業務勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額を、特例業務勘定から建設勘定（機構法第十七条第二項に規定する建設勘定をいう。以下この条において同じ。）に繰り入れることができる。

2 4 (略)

5 第一項又は第三項の規定により繰入れを行う場合には、機構法第三十一条第一号中「この法律」とあるのは、「この法律又は日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律」とする。

律又は債務等処理法」と、同条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条及び債務等処理法附則第五条第一項」とする。

(区分経理の特例)

第六条 機構は、機構法第十七条第一項の規定及び第二十七条第一項の規定にかかわらず、機構法第十二条第一項第一号に掲げる業務に関する事業のうち平成五年度から平成九年度までの間に行われた鉄道施設の建設に関するものに係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する費用に充てるため、平成二十三事業年度において、特例業務勘定における平成二十二事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後の同条第一項の規定による積立金の額に相当する金額のうち、特例業務勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額を、特例業務勘定から建設勘定（機構法第十七条第二項に規定する建設勘定をいう。以下この条において同じ。）に繰り入れることができる。

2 4 (略)

5 第一項又は第三項の規定により繰入れを行う場合には、機構法第三十二条第一号中「この法律」とあるのは、「この法律又は日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律」とする。

改正案	現行
<p>（機構法等の特例）</p> <p>第二十八条 第十三条第一項及び第二項の規定により特例業務が行われる場合には、機構法第十条第一項第四号中「販売」とあるのは「販売、土地の売買」と、機構法第十九条第一項一号中「業務」とあるのは「業務並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下「債務等処理法」という。）第十三条第一項及び第二項の業務」と、機構法第二十五条第一号中「又は第二十二條第二項」とあるのは「若しくは第二十二條第二項又は債務等処理法第十三條第三項若しくは第二十一條第一項」と、機構法第三十一條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は債務等処理法」と、同条第二号中「第十三條」とあるのは「第十三條並びに債務等処理法第十三條第一項及び第二項」とする。</p> <p>2（略）</p> <p>附則</p> <p>（機構の行う特別債券の発行等の業務）</p> <p>第四条（略）</p> <p>257（略）</p> <p>8 第一項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、機構法第十九条第一項第一号中「業務」とあるのは「業務及び日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下「債務等処理法」という。）附則第四条第一項第二号の業務」と、機構法第三十一條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は債務等処理法」と、同条第二号中「第十三條」とあるのは「第十三條及び債務等処理法附則第四条第一項」とする。</p>	<p>（機構法等の特例）</p> <p>第二十八条 第十三条第一項及び第二項の規定により特例業務が行われる場合には、機構法第十条第一項第四号中「販売」とあるのは「販売、土地の売買」と、機構法第十九条第一項一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下「債務等処理法」という。）附則第四条第一項第二号の業務」と、機構法第三十一條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は債務等処理法」と、同条第二号中「第十三條」とあるのは「第十三條及び債務等処理法附則第四条第一項」とする。</p> <p>2（略）</p> <p>附則</p> <p>（機構の行う特別債券の発行等の業務）</p> <p>第四条（略）</p> <p>257（略）</p> <p>8 第一項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、機構法第十九条第一項第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下「債務等処理法」という。）附則第四条第一項第二号の業務」と、機構法第三十一條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は債務等処理法」と、同条第二号中「第十三條」とあるのは「第十三條及び債務等処理法附則第四条第一項」とする。</p>

(機構の行う旅客鉄道株式会社等の鉄道施設等の更新等に係る無利子貸付け及び助成金の交付の業務)

第五条 (略)

2～4 (略)

5 第一項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、機構法第十九条第一項第一号中「業務」とあるのは「業務及び日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(以下「債務等処理法」という。)

附則第五条第一項の業務」と、機構法第三十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は債務等処理法」と、同条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条及び債務等処理法附則第五条第一項」とする。

(機構の行う旅客鉄道株式会社等の鉄道施設等の更新等に係る無利子貸付け及び助成金の交付の業務)

第五条 (略)

2～4 (略)

5 第一項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、機構法第十九条第一項第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(以下「債務等処理法」という。)

附則第五条第一項の業務」と、機構法第三十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は債務等処理法」と、同条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条及び債務等処理法附則第五条第一項」とする。

○ 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（附則第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（削る）</p> <p>第八条・第九条（略）</p>	<p>附則</p> <p>（交通政策審議会の所掌事務の特例）</p> <p>第八条 交通政策審議会は、第十四条第一項各号に掲げる事務をつかさどるほか、当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第十一条第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧造船業基盤整備事業協会法（昭和五十三年法律第百三号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>第九条・第十条（略）</p>